

佐賀県指令 4 東土第 319 号

佐賀市兵庫北二丁目27番16号
株式会社トーヨーハウジング

開発行為許可書

令和 4 年 3 月 22 日付けで申請の 佐賀東部 都市計画区域内に
おける開発行為については、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条
第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和4年(2022年)6月29日

佐賀県知事 山口 祥義



1 地域の名称

神崎市千代田町境原字一本柳1049番、1052番2、1053番1及び1054番2

2 面積

8,606.22平方メートル

3 予定建築物等

宅地分譲29区画

4 条件

- (1) 工事施工中は、崖面の崩壊、土砂の流出、出水等の災害を防止するために万全の措置を講ずるとともに、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為をしないようにすること。
- (2) 事業主及び工事施工業者は、工事を廃止し、又は停止したときは、直ちに工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに復旧するとともに、工事の廃止又は停止によって生じる災害を防止するため万全の措置を講ずること。
- (3) 許可を受けた開発行為の内容を変更しようとするときは、事前に協議を行うこと。